

新潟県立東新潟特別支援学校

いじめ防止基本方針・いじめ防止のための全体計画

令和7年4月1日

1 いじめ防止基本方針

- いじめのない学校づくりを目指し、学校全体で以下の点を重点的に取り組む。
- (1) 児童生徒一人一人が安心して学校生活を送れる環境づくり
 - (2) 互いを尊重し、よさを認める人間関係の構築
 - (3) いじめに対する全教職員の意識改革と人権感覚の確実な定着
 - (4) 定期的な情報交換の実施
 - (5) 早期発見、即時対応のための校内体制の推進
 - (6) 家庭・関係機関との連携強化

2 「いじめ」および「いじめの類似行為」の定義

令和2年12月より施行された「新潟県いじめ等の対策に関する条例」を受けて、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」が改訂されました。これによると、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」といいます。また、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものを「いじめの類似行為」といいます。「いじめの類似行為」も「いじめ」同様の扱いをし学校では指導して参ります。

3 いじめ防止のための全体計画

(1) いじめ対策委員会の設置

組 織	【いじめ対策委員会】	業務内容
	<構成員> 校長、教頭、各学部長 生徒指導主事 (いじめ対策推進教員) 生徒支援部、養護教諭 舎監長 コーディネーター スクールカウンセラー	

(2) いじめの未然防止に向けた取組

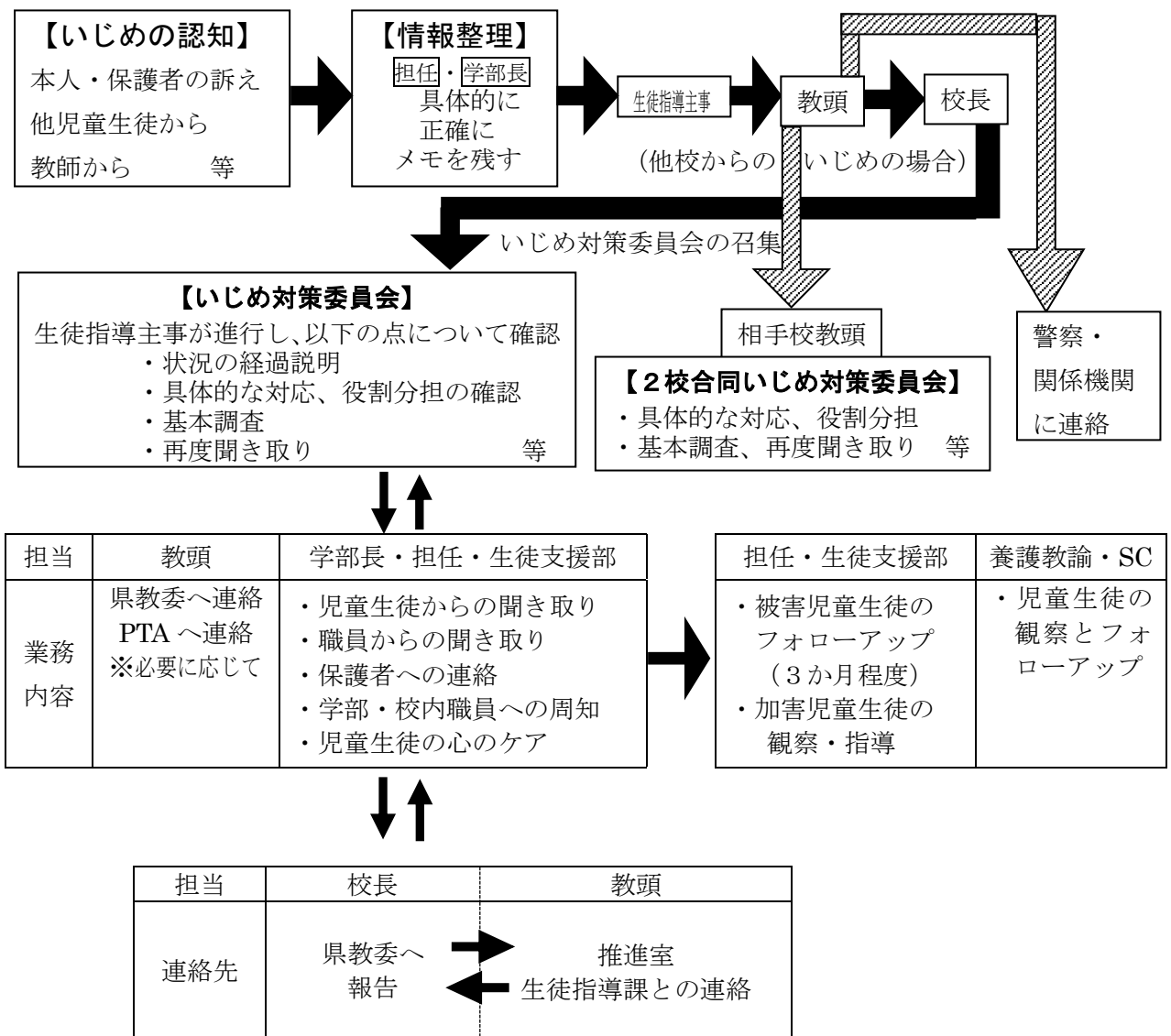
未 然 防 止	未然防止
	○児童生徒理解研修（4月） 児童生徒の障害特性、配慮事項について共通理解する ○教育活動全体を通じて行う道徳教育・人権教育の推進 自他のよさに気付き、互いを認め合う場を設定する ○SNS教育プログラムの推進 インターネットを通じて行われるいじめ等を未然に防止する ○交流及び共同学習の推進 近隣の学校と共に学ぶ場を設定するとともに障害理解を進める ○児童生徒の観察と継続的な指導 いじめにつながる児童生徒の些細な行動を見逃さず、発達段階に応じた指導を行う

(3) いじめの早期発見に向けた取組

早期発見	○生活アンケート（5月初旬、9月、1月）
	アンケートの実施
	結果の整理と分析、情報共有
	児童生徒への面談実施
	今後の対応の明確化
	○日常観察・生徒からの情報提供（インターネット上のいじめ情報を含む）
	○相談窓口の周知
	○保護者との情報共有
	連絡帳や引き継ぎ等により児童生徒の行動の変化をみとり、保護者と情報共有を するを通していじめの早期発見に努める

※生活アンケート等、生徒指導関係の文書は5年間保存する。

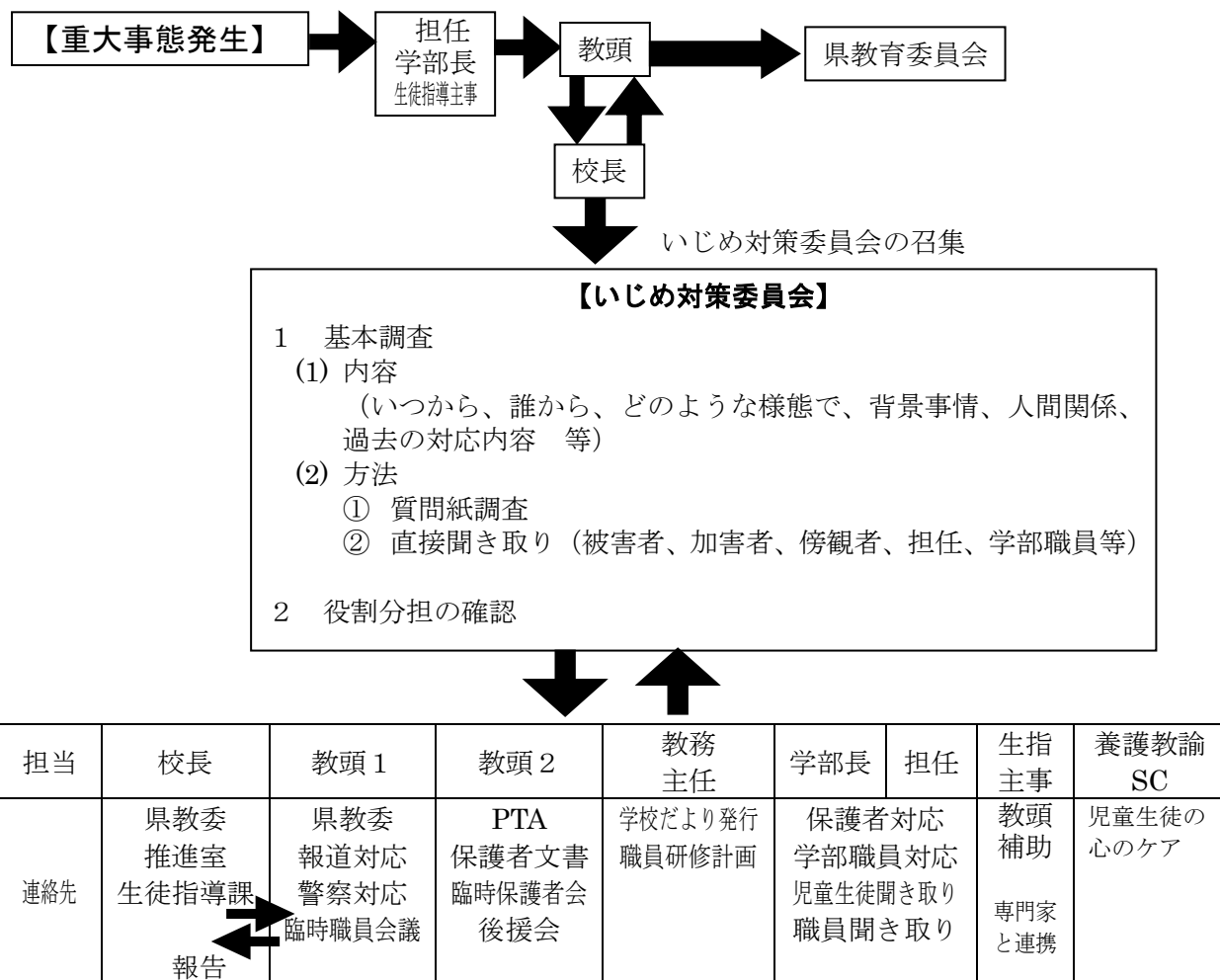
(4) いじめを認知した後の対応（校内）→ （校外からいじめを受けた）→ （一般からのいじめの場合）



(5) 重大事態発生時の対応

①重大事態とは

- ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
(自殺を企図、身体への重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症)
- イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
(年間 30 日を目安、一定期間連続して欠席の場合この限りではない)
- ウ 関係生徒等への調査・指導については、拙速にならず、指導の不均衡や公平に反しないよう注意してあたる。
- エ その他
本人・保護者から重大事態に至ったと報告があった場合直ちに調査にあたる



(6) その他

- ①いじめが認知された時は、保護者との情報を共有し、学校、家庭と連携協力して対応にあたる。
- ②他の生徒に対する指導
- ③自殺予防プログラムを参考にして対策にあたる
- ④ソーシャルメディアガイドライン等による指導